

# 前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について（議案第57号）

職員課

## 1 改正の理由

雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当を次のとおり改める。

- (1) 公務上の傷病により退職した者等で、市規則で定める要件に該当し、市長が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものに対し、雇用保険法の規定による個別延長給付に相当する退職手当を支給することとする。
- (2) 雇用保険法の規定による移転費に相当する退職手当の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介した職業に就く者を加える。

## 3 施行期日

公布の日（ただし、2の(2)については、平成30年1月1日）